

告 示

埼玉県告示第百九十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和六年三月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字高倉（元上新田分）字熊野五百八十八番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図

